

法人県民税・事業税、特別法人事業税

解散等に係る申告のお知らせ

山口県

県税につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、解散した法人は、以下の申告が必要となります。つきましては、同封した申告書に所定の事項を記入の上、期限までに申告納付していただきますようお願いいたします。

▼ 申告に必要な各種様式は、山口県のウェブサイトからダウンロードできますので、ご利用ください。

■申告の種類と申告期限

申告の種類	申告期限
解散した場合の申告	解散した日から2か月以内
清算中の事業年度が終了した場合の申告	事業年度終了の日から2か月以内
残余財産の一部を分配した場合の申告（※1）	分配の日の前日まで
残余財産が確定した場合の申告	残余財産が確定した日から1か月以内（※2） （その期間内に残余財産の最後の分配又は引き渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで。）

※1 平成22年10月1日以後に解散した場合、残余財産の一部を分配した場合の申告は不要となります。

※2 通算親法人の事業年度終了の日に残余財産が確定した通算子法人については2か月以内となります。

■法人県民税の税率

〈均等割〉

(年額)

法人の区分		均等割額	やまぐち森林づくり県民税	納付額(注)
<ul style="list-style-type: none"> 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもの 公共法人及び公益法人等 一般社団法人及び一般財団法人 人格のない社団等 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの 		20,000円	1,000円	21,000円
資本金等の額を有する法人	資本金等の額 1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円	52,500円
	資本金等の額 1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円	136,500円
	資本金等の額 10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円	567,000円
	資本金等の額 50億円超	800,000円	40,000円	840,000円

(注) 事業年度が1年に満たない場合は、法人税額の課税標準の算定期間等の月数を乗じて得た額を12で除して算定します。なお、月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てます。(100円未満の端数切捨て)

※ 表中の用語については以下のとおりです。

・ 資本金等の額 … 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社の場合は純資産の額）

〔 ※「資本金等の額（無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合は調整後の金額）（地方税法第23条第1項第4号の2）」と「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」とを比較して大きい方の金額が均等割の税率区分の基準となります。 〕

・ 公共法人 … 法人税法第2条第5号に規定する公共法人

・ 公益法人等 … 地方税法第24条第5項に規定する公益法人等

（公共法人及び公益法人のうち、地方税法で非課税となるものは除きます。また、独立行政法人で収益事業を行うものは、資本金等の額に応じて均等割が課されます。）

・ 人格のない社団等 … 法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ収益事業を行うもの

※ 本県では、荒廃が深刻化する森林を健全な姿で次の世代へ引き継ぐため、森林の整備を目的とした「やまぐち森林づくり県民税」を導入し、平成17年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する事業年度分について、県民税均等割額に一定額を加算して納めていただいています。

〈法人税割〉

区 分	税率
	R1年10月1日以後に開始する事業年度
次の①から③のいずれかに該当する場合 ① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 保険業法に規定する相互会社 ③ 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人（資本若しくは出資を有しないもの及び人格のない社団等を含み、保険業法に規定する相互会社を除く。）で、法人税割の課税標準となる法人税額（分割法人は分割前の額）が年1,000万円（注）を超える法人	1.8%
上記以外の場合	1.0%

(注) 事業年度が1年に満たない場合は、「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除した金額」となります。なお、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

※ 本県では、社会福祉及び教育・文化・スポーツ施策の充実を図るため、令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分について、法人税割の超過課税（税率を0.8%加算）を実施しています。

■法人事業税の税率

法人の種類	課税標準		税率	
			R2年4月1日から R4年3月31日まで に開始する事業年度	R4年4月1日以後 に開始する事業年度
外形標準課税法人 (資本金の額又は 出資金の額が 1億円を超える 普通法人)	所得割	年400万円以下の所得	0.4%	1.0% ※軽減税率の廃止
		年400万円～800万円の所得	0.7%	
		年800万円を超える所得	1.0%	
		軽減税率不適用法人 ※	1.0%	
	付加価値割		1.2%	
	資本割		0.5%	
普通法人 (外形標準課税法人を除く) 公益法人等 人格のない社団等	所得割	年400万円以下の所得	3.5%	
		年400万円～800万円の所得	5.3%	
		年800万円を超える所得	7.0%	
		軽減税率不適用法人 ※	7.0%	
特別法人 (協同組合、信用金庫、 医療法人など)	所得割	年400万円以下の所得	3.5%	
		年400万円を超える所得	4.9%	
		軽減税率不適用法人 ※	4.9%	
電気供給業（小売電気、発電 事業を除く）・導管ガス供給 業・保険業を行う法人	収入割		1.0%	
電気供給業（小売電気、発電 事業）を行う法人	資本金1億円超 の法人	付加価値割	0.37%	
		資本割	0.15%	
		収入割	0.75%	
	資本金1億円以下 の法人	所得割	1.85%	
	収入割	0.75%		
特定のガス供給業を行う法 人(地方税法第72条の2第1項 第4号に定めるもの)	付加価値割、資本割、収入割			R4年4月1日以後に開始する事業年度から 課税方式が改正されました。詳細は税務 課ウェブサイトをご参照ください。

※ 軽減税率不適用法人とは、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人をいいます。

平成22年9月30日以前に解散した法人の場合は、清算所得に対する課税となります。この場合の税率は、解散の日現在の税率によりますので、詳細は税務課ウェブサイトをご参照ください。
なお、平成22年10月1日以後に解散した法人の場合は、通常の所得に対する課税となります。

■特別法人事業税の税率、税額の計算方法

法人の種類	課税標準	R2年4月1日以後 に開始する事業年度
外形標準課税法人		260.0%
普通法人	所得割の税額	37.0%
特別法人		34.5%
電気供給業（小売電気、発電事業を除く） ・導管ガス供給業・保険業を行う法人		30.0%
電気供給業（小売電気、発電事業）を行う法人	収入割の税額	40.0%
特定のガス供給業を行う法人		62.5% ※R4年4月1日から適用開始

※税額の計算方法：課税標準×税率＝税額（税額は百円未満切り捨て）

▼ 二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人について

法人税割額及び事業税額について、法人税割額は法人税額を、事業税額は事業に係る課税標準の総額を、分割基準により関係都道府県ごとに分割し、その分割した額を課税標準として算定します。分割基準は、業種により異なりますので、最寄りの県税事務所へお尋ねください。

▼ 御不明な点・詳細については、最寄りの県税事務所へお尋ねください。

県税事務所名	所在地	電話番号
岩 国	〒740-8516 岩国市三笠町1丁目1-1	(0827)29-1504
柳 井	〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3	(0820)23-2121
周 南	〒745-0004 周南市毛利町2丁目3-8	(0834)33-6416
山 口	〒753-0064 山口市神田町6-1-0	(083)925-5751
宇 部	〒755-0033 宇部市琴芝町1丁目1-5-0	(0836)21-2112
下 関	〒751-0823 下関市貴船町3丁目2-1	(083)223-7194
萩	〒758-0041 萩市江向河添沖田5-3-1-1	(0838)25-9874